

議案第46号

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1
号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸
付利率の取扱い等を改正するもの。

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年石岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で市長が規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「，半年賦償還又は月賦償還」に、同条第3項中「，保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対

する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。